

本委員会の累次の勧告の実現を求める声明

2010年3月19日
地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会は2007年4月に始動し、新たな地方分権時代を拓く改革の立案を使命として、これまで四次にわたる勧告を行い、政府の改革への取り組みを注視してきた。政権交代を経て、いままさにさらなる改革を推進することが時代の要請であり、そのための重要な事項について政府による着実な実行を求める。

地方分権改革推進委員会は、義務付け・枠付けの見直しが地方政府の自由度の向上に不可欠であると位置づけ、第二次勧告（08年12月8日）で4076条項について見直しの方向性を示し、第三次勧告（09年10月7日）において892条項を列挙して廃止・条例委任など見直し方策を示した。鳩山政権発足後、121条項については、地方分権改革推進計画（09年12月15日）で見直し案を示したが、地方が特に要望した104条項のうち勧告通りの見直しは36条項にすぎない。

これらを盛り込んだ地域主権改革推進一括法案等は2010年通常国会に提出予定とされているが、いまだ各府省の見直し方針が出されていない残りの751条項については、ようやく3月19日に各府省の回答の提出期限を迎える。閣僚折衝等を経て、この夏に地域主権戦略大綱によって見直し方策が決定されることである。委員会の設置当時は勧告事項のすべてを対象とした地方分権一括法を2010年春に国会に提出することが予定されていた。政権交代があったことを考慮しても、改革のスピードを上げなければならない。第三次勧告の対象となったものについてはもちろん、第二次勧告の4076条項の全体についても工程を明らかにし、勧告事項を実現するように求める。

地方分権改革推進委員会の第二次勧告は、出先機関の職員3万5000人の削減を提言した。国会や国民の目の届きにくい国の出先機関の事務・権限を、住民に近い地方自治体にできるだけ移譲・削減することにより二重行政の無駄を排除するものである。地方議会や地域住民によるチェックや民意の反映が的確に行われるよう改めることを求めた。国に残るものについても地域住民のガバナンスが働く新しい仕組みを提案している。

鳩山内閣は、「国の出先機関原則廃止」を打ち出しており、この改革を実現するためには、本委員会が打ち出した「3万5000人削減」が大前提である。政府として、抽象論ではなく、具体的に削減するための手順の検討に早急に着手し、実行することを求める。

本委員会は、第一次勧告において、基礎自治体優先の原則を踏まえ都道府県から市町村へ64法律359条項の権限移譲を求めていた。また、第四次勧告においては、国と地方の税源配分を5対5にし、国と地方の税財政のあり方を抜本的に改めることを求めていた。鳩山内閣が目指す「地域主権」を確立するためには、勧告事項をすべて速やかに実現した上で、さらなる改革に取り組んでもらいたい。

以上